

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【公表番号】特表2013-518803(P2013-518803A)

【公表日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2013-026

【出願番号】特願2012-552365(P2012-552365)

【国際特許分類】

C 04 B 28/14 (2006.01)

C 04 B 14/36 (2006.01)

C 04 B 22/10 (2006.01)

【F I】

C 04 B 28/14

C 04 B 14/36

C 04 B 22/10

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月5日(2014.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

石膏マトリクスおよび0.1～10重量%の炭素粒子を含み、前記炭素粒子の粒径(d50)が0.5～4mmの範囲内である石膏ボードであり、前記炭素粒子が、黒鉛箔断片、膨張性黒鉛、非晶質黒鉛および天然黒鉛からなる群から選択される少なくとも2種以上の異なる炭素粒子である、石膏ボード。

【請求項2】

前記炭素粒子の含有量が5～8重量%の範囲内である、請求項1に記載の石膏ボード。

【請求項3】

前記炭素粒子の粒径(d50)が1～3mmの範囲内であることを特徴とする、請求項1または請求項2に記載の石膏ボード。

【請求項4】

前記石膏マトリクスがさらに1～10重量%の炭酸カルシウムを含むことを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載の石膏ボード。

【請求項5】

前記石膏ボードが打ち抜き可能であることを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載の石膏ボード。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1項に記載の石膏ボードの作製方法であって、0.1～10重量%の炭素粒子を含み、前記炭素粒子の粒子径(d50)が0.5～4mmの範囲内であり、かつ、前記炭素粒子が、黒鉛箔断片、膨張性黒鉛、非晶質黒鉛および天然黒鉛からなる群から選択される少なくとも2種以上の異なる炭素粒子である凝結性石膏スラリーを作製するステップ、

前記石膏スラリーを板紙シートに塗布するステップ、

前記石膏スラリーを第2の板紙シートで覆うステップ、

前記石膏スラリーが少なくとも部分的に凝結した後、前記板紙シートを切断してボード

にするステップ、  
を含む方法。

【請求項 7】

使用される 1 枚または 2 枚の板紙シートが導電性板紙からなる、請求項 6 に記載の石膏ボードの作製方法。

【請求項 8】

凝結後に前記ボードに孔を開けて孔あきボードを得ることを特徴とする、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 9】

前記石膏スラリーに 1 ~ 10 重量 % の炭酸カルシウムが添加される、請求項 6 または請求項 7 に記載の方法。

【請求項 10】

前記石膏スラリーの作製に、水および焼き石膏が使用されることを特徴とする、請求項 6 ~ 9 のいずれか 1 項 に記載の方法。

【請求項 11】

助剤 が添加されることを特徴とする、請求項 6 ~ 10 のいずれか 1 項 に記載の方法。

【請求項 12】

可塑剤が添加されることを特徴とする、請求項 11 に記載の方法。